

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に対するコメントの概要及びコメントに対する考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令			
1	総論	○ 今回の弊害防止措置の見直しについては、あくまでも現状の販売実態等を踏まえた暫定的なものであり、銀行等による保険募集の実態に応じて、利用者利便向上等の観点から、今後も必要な見直しが行われるとの理解でよい。 ○ 今後の弊害防止措置等の見直しについては、「特定の期限は設けず、必要が生じた場合に行う」とされているが、弊害防止措置等の見直しの必要性は依然として解消されていないことから、当局におかれては整合性や合理性が担保された規制となるよう、不合理な措置については速やかに見直しを行っていただきたい。 ○ 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置を廃止ないし緩和していただきたい。特に、事業性融資先の「従業員」規制については廃止していただきたい。今回の見直しが困難な場合でも、今後のモニタリング等により、従業員への圧力募集等の実態がないことが確認でき次第、本規制は速やかに廃止すべきである。全廃が難しい場合、規制対象先の従業員数基準を 50 人以下から 20 人以下等に引き下げていくなど、段階的な緩和を検討いただきたい。 ○ 次回の見直し時期を明示してほしい。見直し時期を示せない場合は、一定期間経過後にモニタリングや意見受付等を実施し、その結果を踏まえて見直しの必要性を公の場で議論していただきたい。 ○ 今回の弊害防止措置等の見直しについては、小幅なものとなっており、依然として利用者の利便性を欠くものと考え。貴庁においては、今後も銀行等による保険募集の実	○ 今回の見直しは、平成 19 年の全面解禁時の考え方に沿って、3 年間の銀行窓販の実態に係るモニタリング結果等を踏まえ、現行の弊害防止措置について必要な見直しを行ったものです。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努めていくこととします。将来の見直しについては、実態把握に基づいて、必要が生じた場合に行うこととしています。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		態を把握し、利用者利便の向上のため、引き続き弊害防止措置等の見直しに努めていただきたい。 ○ 今回の見直しでは、弊害防止措置の緩和を期待していたが、預金と保険との誤認防止や住宅ローン関連保険募集に係る措置が加わっており、規制が強化されているようにも見える。実効性の確保という点は理解できるが、既に顧客へ十分説明しており特に過去問題は起こっていないことなどを踏まえて、弊害防止措置の更なる緩和又は早期撤廃を望む。 ○ 今回の見直しについては、顧客利便性向上の観点に立った見直しがなされず、利用者保護に欠けるとする合理的な根拠も示されなかったことは非常に残念。今後の見直し時期については、特定の期限は設けず、必要が生じた場合に行うこととするとされているが、第三分野保険に係る規制については遅滞なく見直しを行っていただきたい。 ○ 今後の銀行等による保険募集の状況に関し、中小企業やその従業員、消費者の声を吸い上げる等の的確な実態把握を行い、弊害防止措置の実効性確保に向け、監督の強化に努めていただきたい。 ○ 銀行の保険窓販については、銀行が極めて強い影響力を持つことから、消費者保護の観点から、厳格な弊害防止措置が必要である。圧力募集や預金誤認など、銀行の保険窓販における問題事例が多数存在している。また、もはやお客様対応は、保険にご加入いただく入口だけでなく、保全・支払といったその後のアフターサービスや出口においても重要である。今後見直しを検討する際には、保険募集時だけでなく、保全・支払も見据え、継続的・実質的に消費者保護が図られる必要があると考える。以上の視点も踏まえ、	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		今後とも、弊害防止措置の強化、及び金融監督等の場においてもその実効性が確保されるようお願いしたい。 ○ 一時払終身保険、一時払養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等、及び事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）の募集については、規制対象から除外するとのことだが、今後、他の商品についても苦情・相談事例を踏まえつつ規制のあり方について検討は継続されとの認識でよい。	
2	総論	○ 今般の弊害防止措置等の見直しに当たっては、事前に意見表明の場を設けていただいたことに謝意を申し上げる。しかしながら、モニタリング結果が何ら開示されない状況でのヒアリングとなったことについては遺憾であり、今後の弊害防止措置等の見直しの際には、モニタリング結果に基づいた議論ができるよう配慮願いたい。	○ 弊害防止措置の見直しについては今後必要が生じた場合に行うこととしておりますが、その際は、頂いたご意見も参考にさせていただきます。
3	総論	○ 銀行等が、相手方に対し、不当に、融資に併せて保険に加入するよう強制することは、不公正な取引方法第10項の抱き合わせ販売等に当たり、保険業法による規制を要することなく、当然に違法な行為である。したがって、強制ではないことが明示されること及び保険に加入しなかったことを理由に融資を断らないことなどの措置が確保される限り、融資先募集規制及びタイミング規制は不要であり、市場取引の自由化のため、これらの規制は全面的に撤廃すべき。 ○ 今回の見直しはモニタリング結果と不整合なものとなっており、消費者利便の視点を欠いている。また、独占禁止法との二重規制となっており、過剰な規制は撤廃すべき。	○ 銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客に対する保険募集が制限されるのは、これらの者が当該銀行等の影響力を受けやすいと考えられるためです。今回の見直しにおけるモニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた態勢整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制の枠組みは維持することとしています。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	第 212 条第 1 項第 4 号	○ 一時払終身保険・一時払養老保険に医療保障や介護保障が付帯されている商品（特約として付加されている場合又は商品として組み込まれている場合）は、本号イ・ロに該当する保険契約との理解でよい。	○ 本条第 6 項により、付される特約が主契約の内容と関連性が高く、かつ、保険料、保険金額が妥当なものであれば、本号イ・ロの保険契約に該当すると考えられ、具体的な特約ごとに個別に判断する必要があります。
5	第 212 条第 1 項第 4 号	○ 年金支払に代えて、終身の死亡保障に移行する特則又は特約が付加された個人年金保険（保険料を一時に払い込むことを内容とするもの）は、融資先販売規制等の対象外との理解でよい。	○ 貴見のとおりです。
6	第 212 条第 1 項第 4 号	○ 第 212 条第 1 項第 4 号イ及びロは、それぞれ一時払終身保険及び一時払養老保険を指すと考えられるが、これらの保険契約のうち死亡保険金のほか高度障害保険金の支払を約した保険契約についても、当然に今般の融資先募集規制から除外されるとの理解でよい。	○ 本号の「死亡」に高度障害状態を含むことは、本項第 2 号ロに明文があります。
7	第 212 条第 1 項第 4 号	○ 今般の改正案の施行日前である平成 24 年 3 月 31 日時点において成立済みの保険金額制限先に係る一時払終身保険又は一時払養老保険の保有契約について、本改正案の施行日である同年 4 月 1 日以降は保険金制限先の通算保険金額から除外することができるとの理解でよい。	○ 貴見のとおりです。
8	第 212 条第 1 項第 4 号	○ 一時払終身保険や一時払養老保険が融資先募集規制から除外されたが、保険料の払い込み方法が一時払に限られていることから顧客の利便が損なわれている上、年払等が可能で契約者の制限のない積立傷害保険等、他の貯蓄性保険商品との整合性も逸している。見直し理由に照らして、これらの商品全般における特定の払込方法等に弊害が生じていないのであれば、速やかに見直すべきではないか。 ○ 一時払終身保険のうち特定保険契約に分類されるもの（一時払変額終身保険、一時払外貨建終身保険等）につい	○ 一時払終身保険等については、貯蓄性が高く、銀行業務との親和性がみられ、圧力募集による弊害が比較的小さいこと、銀行窓販のニーズの高さがうかがわれることを踏まえ、融資先募集規制の対象から除外することとしたものです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		て、契約者保護の観点で問題事象が多く発生しているにもかかわらず、融資先募集規制の対象から除外した理由について確認したい。 ○ 一時払終身保険等について融資先募集規制の対象から除外するとのことだが、医療保険の中にも、保険料を一時払で徴収し、終身医療保障の他、一時払保険料相当額の終身死亡保障が設けられている商品がある。このような一時払終身医療保険に関しても、融資先募集規制の対象から除外することを検討願いたい。	
9	第 212 条第 1 項第 4 号	○ 規則第 212 条第 1 項第 4 号イ及びロにおいて、「保険契約者が法人であるものを除く」と追加されているが、一時払終身保険及び一時払養老保険において、「保険契約者が法人であるもの」は、第 212 条第 1 項第 6 号に該当することになり、「非公開情報保護措置」（同条第 2 項第 1 号）「保険募集指針の公表」（同項第 2 号）「保険窓販法令遵守統括責任者及び保険窓販法令遵守責任者の配置」（同項第 3 号）、「融資先募集規制」（同条第 3 項第 1 号）「態勢整備義務」（同項第 2 号）「融資担当者分離規制」（同項第 3 号）、「タイミング規制」（規則第 234 条第 1 項第 10 号）が全て対象になるということか。	○ 貴見のとおりです。
10	第 212 条第 1 項第 4 号	○ 保険期間中の疾病、死亡、高度障害について給付金（ア 三大疾病給付金、イ 死亡給付金、ウ 高度障害給付金）を支払い、保険期間満了まで生存した場合には満期給付金（エ 健康還付給付金）を支払う定額保険で、保険料支払は一時払、給付金額の関係は、ア＝イ＝ウ＝エ、あるいはア＝イ＝ウ＞エとなるが、いずれの場合も一時払保険料よりも高い金額となる。なお、ア、イ、ウのいずれかの給付金	○ 本項第 4 号ロは、被保険者の生存又はその保険期間の満了前の被保険者の死亡（高度障害を含む）に関して保険金を支払うことを約する保険契約のみを対象としていますので、御指摘のような保険の場合、本項第 6 号に該当すると考えます。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		が支払われた場合は契約が消滅する。 このような保険の場合、規則第 212 条第 1 項第 4 号ロ、同項第 6 号どちらに該当することになるか。	
1 1	第 212 条第 2 項第 1 号	○ 非公開金融情報の保険募集業務への利用については、顧客の同意の有無を問わず禁止すべきである。	○ 銀行等については、金融に関する様々なノウハウを活用して、顧客の資産運用等に対する適切なアドバイザリー機能を発揮することが期待されていることから、顧客の同意があった場合には、非公開金融情報を保険募集に利用することを可能にし、こうしたアドバイザリー機能が発揮できるようにしています。
1 2	第 212 条第 3 項第 1 号	○ 事業関連保険の規制緩和が、「銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る」こととすると、融資先企業へ経営支援について、保険を活用したリスク軽減提案が十分にできない事態が想定される。損害保険は、保険金額の決め方に一定のルールがあり、無意味な保険に無理やり加入させられるというような圧力募集の弊害は起きにくいことから、保険契約者を銀行等のグループ会社に限る必要はないのではないか。 ○ 事業関連保険について、銀行等のグループ会社以外を保険契約者とする場合も、融資先募集規制の対象外としていただきたい。 ○ 今回、弊害防止措置の対象外とされた「事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）」と同様に、「銀行等のグループ会社を保険契約者とする団体契約保険」についても、①自分自身を契約者とする契約を募集するだけであること、②団体が契約者となるものの、契約形態上、便宜的に設定されているものであり、実際は被保険者となる団体の構成員が個々の加入意思に基づき保険料の負担を行い、被保険利益	○ 銀行等のグループ会社が保険契約者となる事業関連保険については、業務上必要な保険商品をグループ内の代理店たる銀行等から購入できることにより、利便性の向上に資すると考えられること、グループ内の企業間取引であり、弊害が生じる恐れが少ないと考えられることから、融資先募集規制の対象外とすることとしたものです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		も個々の保険者にあること、から融資先規制で懸念する銀行の融資先に圧力をかけてグループ代理店に契約をさせるという弊害は生じないと思われ、規制対象からの除外を検討されたい。	
1 3	第212条第3項第1号	○ 今般の改正案における「事業に必要な資金」について、従来の考え方を踏まえれば、公庫、独立行政法人等が行う資金の貸付けの代理貸付け（※）を銀行等が行っている場合、当該銀行等の独自の事業性融資ではないことから、当該規制の対象とならないとの理解でよい。 （※）例えば日本政策金融公庫が行う中小企業事業融資では、ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店となっていることであり、これらの代理店は代理貸付けの窓口となるものの、貸付審査・出資等は当該公庫が行っている。その他、独立行政法人福祉医療機構等についても同様の代理貸付けが行われている。	○ 銀行等を実質的な審査権限や融資実行の権限がない場合であれば、貴見のとおりです。
1 4	第212条第3項第1号	○ 融資先募集規制等の大きな枠組みが維持されたことは、終身保険等の保障性商品の有する再加入困難性及び生命保険契約の長期性、といった特性を考慮したものであると考えている。 一方で、今般の改正案では、一時払終身保険・一時払養老保険に限って融資先募集規制等の対象から除外されており、消費者保護の観点から懸念があると考えられるところ、一時払終身保険・一時払養老保険が融資先募集規制等の対象から除外された趣旨をお伺いしたい。 ○ 一時払という保険料払込形式によって融資先募集規制の対象外とした意図を示していただきたい。 ○ 一時払終身保険に加えて、平準払終身保険、平準払養老保険についても、融資先募集規制の対象外としていただき	○ 一時払終身保険等については、貯蓄性が高く、銀行業務との親和性がみられ、圧力募集による弊害が比較的小さいこと、銀行窓販のニーズの高さがうかがわれることを踏まえ、融資先募集規制の対象から除外することとしたものです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		たい。 ○ 融資先募集規制について、一時払終身保険、一時払養老保険等の一部商品を除外することには反対。むしろ、全ての解禁商品について、本規制を適用すべき。 ○ 融資先募集規制の緩和に反対。窓販全面解禁後、消費生活センターには個人年金保険を中心に相談事案が多数持ち込まれている。 ○ 融資先募集規制の基本的な枠組みを維持する方向性は理解できるものの、一時払終身・養老保険を融資先規制の対象から除外することには強く反対する。弊害防止措置の根幹をなす融資先募集規制については、提案されている規制緩和ではなく、むしろ、対象商品の拡大等の規制強化が図られなくてはならないのではないかと考える。	
15	第 212 条第 3 項第 1 号	○ 貯蓄性の高いこども保険（保険料払込免除特則あり）についても、融資先募集規制の対象外としていただきたい。保険料払込免除特則のないものは、現行制度でも融資先募集規制の対象外となっている。	○ いわゆるこども保険に保険料払込免除の保険特約が付される場合、本条第 6 項により、特約に基づく保険料の額及び特約によって免除される保険料の額が、主契約の保険料及び保険金額と比して妥当なものでない限り、融資先販売規制の対象となります。 保険料払込免除特約が付された保険について一律に融資先販売規制の対象から除外することは、貯蓄性が高いとは言えない保険についてまで融資先に販売することが可能となることから適当ではなく、本条第 6 項に照らして個別に判断されるものと考えます。
16	第 212 条第 3 項第 1 号、第 3 号、第 234 条第 1	○ 一時払終身保険、一時払養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等、及び事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る。）については、融資先募集規制のみならず、いわゆる担当者分離規制、タイミング規制	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	項第 10 号	の適用も受けなくなるとの理解でよい。 ○ タイミング規制では、公共団体に対する融資は規制の対象から除外されているが、担当者分離規制においても、公共団体に対する融資は非事業性資金として規制の対象から除外されるという理解でよい。	
17	第 212 条第 3 項第 3 号、第 4 号	○ 特例地域金融機関を選択した場合には、担当者分離措置を講じなくても、従業員数 50 名超の企業について小口規制が適用されないようにしていただきたい。 ○ 担当者分離措置を講じる特例地域金融機関は、従業員 50 名超の融資先の従業員に対する保険募集について金額制限を受けないこととされているが、この担当者分離措置には、代替措置（規則第 212 条第 3 項第 3 号但書）が含まれるか。仮に含まれないこととする場合はその理由を明確にしたい。	○ 緩やかな担当者分離措置を採用する場合、融資担当者が保険募集担当者を兼ねることとなるため、保険契約者等の保護の観点から、契約者一人当たりの保険金額に制限を設けることとしています。
18	第 212 条第 4 項	○ 融資先の従業員に対する規制は、当該従業員とは無関係な事情による過剰な規制と考えられることから、今後、精緻なモニタリングを行い、従業員への圧力募集等の実態がないことが確認でき次第、本規制は速やかに廃止すべきと考える。特に 50 名あるいは 20 名という従業員数による規制は、中小企業勤務者から差別的制度と捉えられる可能性がある。	○ モニタリング結果をみると、融資先の従業員に対して圧力募集が行われたという具体的な事例は少ない一方、優越的地位の濫用防止の体制等に関する検査指摘が引き続き見られるなど、弊害の防止に向けた銀行等の態勢整備が万全であるとは言えない状況にあります。 このようなモニタリング結果に加え、融資先中小企業の従業員に対する募集規制を撤廃した場合の影響に対する懸念の大きさを考慮し、当該規制については、維持することが妥当と判断しました。
19	第 212 条第 4 項	○ 銀行等の圧力販売は銀行等の業態区分に関わらず生じ、小口規制の適用範囲の変更によっては十分な消費者保護は図られないことから、地域金融機関の特例そのものを廃止すべきである。	○ 地域金融機関の特例は、地域金融機関が大手銀行に比べ規模の小さな企業やその従業員を主な顧客としていることや、とりわけ中規模企業については、大手銀行等から融資を受けられる可能性もあり、融資を行っている地域金融機関の優越

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		○ 地域金融機関の特例については、そもそも特例対象である中小金融機関における保険募集においても、圧力販売や非公開情報保護措置に係る問題が業態に関係なく発生していることから、消費者保護の観点から、その廃止等の見直しをすべき。	的な地位が相対的に弱いと考えられること等に鑑み、設けられているものです。 地域金融機関の保険募集に係る苦情・相談等が一定程度発生しているのは事実ですが、地域金融機関の特例に直接起因する事案は見当たらないことから、特例を撤廃すべき状況にあるとは考えていません。
20	第212条第4項	○ 特例地域金融機関に係る特例の選択肢が増えるが、担当者分離措置及びその代替措置の選択について、顧客ごとや金融機関の支店ごとに使い分けることや、その他制限金額の潜脱目的での変更は、保険契約者等の保護の観点から許されないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
21	第212条第4項	○ 特例地域金融機関が、担当者分離措置を講じている場合については、保険金額の制限の対象となる保険募集は、従業員数50人以下の融資先の従業員等を保険契約者とするものに限ることとされている。顧客への周知という観点から、担当者分離措置を講じている特例地域金融機関の保険募集指針には、保険金額の制限の対象となるのは「従業員数が50人以下の融資先の法人の役員（代表者を除く）・従業員に対する保険募集」であることを記載する必要があるとの理解でよいか。 ○ 特例地域金融機関が担当者分離措置を採用している場合、保険金額の制限対象となるのは従業員50名以下の融資先の従業員等を保険契約者とするものに限る旨、保険募集指針に記載する必要があるという理解で良いか。	○ 貴見のとおりです。
22	第212条第4項	○ 小口規制に関して、地域金融機関特例を選択した金融機関であっても、担当者分離規制の本則を選択するならば、常時使用する従業員の数が20名を超えて50名以下の事業	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		性資金の融資先の従業員等を保険契約者として、所定の保険金額を超える保険契約を成立させない旨を募集指針に定め、公表し、実施のために必要な措置を講じなければならない。 また、地域金融機関特例を選択した金融機関において、担当者分離規制の代替措置を選択するならば、常時使用する従業員の数が20名を超える事業性資金の融資先の従業員を保険契約者として、所定の保険金額を超える保険契約を成立させない旨を募集指針に定め、公表し、実施のために必要な措置を講じなければならない、という理解でよい。	
23	第212条第4項	○ 特例地域金融機関が本改正の施行期日前に小口規制先に対して一時払終身保険等を販売し、施行期日後に、同一の小口規制先に対して平準払終身保険等を販売する場合は、両方の保険金額を合算する必要はないとの理解でよい。	○ 貴見のとおりです。
24	第212条第4項	○ 例えば、一時払型の医療保険に特約として死亡保険金を支払うことを約す契約が付いた、いわゆる一時払終身医療保険のような商品については、本改正案の施行日以後は死亡保険金部分の制限金額を管理する必要はないと考えてよい。	○ 貴見のとおりです。
25	第212条第4項	○ 外貨建ての平準払終身保険商品の場合、保険金支払時の円ベースの保険金額は為替レートによって変動する。本改正によっても、小口限度額の判断は（平成17年7月のパブコメ回答と同じく）契約締結時の為替レートによって算定した金額で問題ないか。また、適用する為替レートの基準日は、保険料振込日・保険料着金日・契約成立日・申込日の前月末日など、銀行又は保険会社において合理的な基準を定め、適正・確実に運用されれば問題ないとの理解でよい。	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		いか。	
26	第 212 条第 4 項	○ 地域金融機関特例を選択している銀行等において、担当者分離を行う場合、事業性融資先を担当しない担当者については、従業員数 50 名超の融資先従業員を契約者とする保険契約において、小口規制の適用を受けない一方、事業性融資先を担当する担当者については、小口規制の適用を受けるという理解でよい。	○ 特例地域金融機関において、事業性融資担当者と保険募集担当者が全て分離されている場合のみ、従業員数 50 名超の融資先従業員を契約者とする保険契約の募集について、保険金額の制限の対象外となります。
27	第 212 条第 4 項	○ 「常時使用する従業員」には、構成員契約規制の対象となる法人代理店の「使用人」に派遣社員が含まれると解されるのと同様、派遣社員も含まれると理解してよい。	○ 本条第 3 項第 1 号と同様、2 か月を超えて使用される者で、通常の従業員とおおむね同等の勤務形態を有すれば、派遣社員も含まれることになります。
28	第 212 条第 4 項	○ 本項の改正により、小口規制先に対し「小口限度額を超える商品内容の説明すらしてはならない状況」は解消されるとの理解でよい。	○ 貴見のとおりです。
29	第 212 条第 4 項、第 5 項	○ いわゆる小口規制について、「保険契約によって支払われるべき保険金等の保険契約者一人当たりの合計額が定められた金額を超えない」とは、有効に成立している保険契約の保険金等の金額の合計額が定められた金額を超えないことと理解してよい。成立済みの保険契約と募集中の保険契約の保険金額等の合計額が定められた金額を超えることは小口規制に反しないことを確認したい。	○ 貴見のとおりです。
30	第 212 条第 4 項、第 5 項	○ 特例地域金融機関や協同組織金融機関は今般の改正後も ①事業資金の融資先法人及びその代表者 ②事業資金の融資先である法人代表者及びその法人 ③事業性資金の融資先である個人事業主 ④担当者分離規制において本則又は代替措置のいずれを選択するかにかかわらず、常時使用する従業員の数が 20 名	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		以下の事業性資金の融資先の従業員等との関係では、第三次解禁時のパブリックコメント（17年7月）において示された「特段の事情がない限り、保険募集制限先である顧客に対し、手数料を得ないで保険募集を行うことは許されないものではない」という理解でよい。	
3 1	第 212 条第 4 項、第 5 項	○ 顧客希望により医療保険を新しいタイプのものに切り替えるような場合、前契約を先に解約すると、後契約が診査否決となった場合などに無保険となるリスクがあるため、後契約が成立することを確認してから前契約を解約するケースが多い。この場合、契約切替時に一時的に小口限度額を超過する可能性があるが、このような一時的な小口限度額の超過は許容されるとの理解でよい。 また、一時的な小口限度額の超過を早期に解消する手段として、旧契約の早期契約を働きかけるほか、例えば、「保険会社の直扱いへの切り替え」、「他代理店扱いへの切り替え」などの手段も考えられるとの理解でよい。 ○ 「保険会社の直扱いへの切り替え」、「他代理店扱いへの切り替え」の措置を講じているにもかかわらず、顧客から当該銀行等による継続的な取り扱いを要望された場合、所定の金額を超える部分の代理店手数料を得ずに地域金融機関特例を選択する銀行等において継続的に取り扱うことは許容されると理解してよい。	○ 適切な転換や乗換え等が行われることを前提に、新契約成立後速やかに旧契約を解約し、適正な保険金額とすることが必要です。 また、限度額の管理は一義的には銀行等が行う必要がありますが、銀行等の業務が適切に行われているかどうかについて、その保険募集に係る業務を委託した保険会社も、適切性の確保に努める必要があると考えます。
3 2	第 212 条第 4 項、第 5 項	○ 今回の改正により、第三次解禁時のパブリックコメント（17年7月）第 211 条関係・No155、156 において示された貴庁の考え方が変更されないことを確認したい。 【155】例えば、特例地域金融機関である銀行等による保険募	○ 貴見のとおりです。 【155 回答】基本的に、当該保険契約の効力や取扱いに変更は

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		集に応じ、保険金額 1500 万円の保険契約を締結した者（販売制限先でない者）が、当該銀行等の融資先に転職した場合、すでに締結した 1500 万円の保険契約はどのように扱うことになるのか。 【156】 保険募集制限先に該当しない顧客が例えば 2000 万円の保険契約に加入した後に募集制限先に該当するようになる場合がある。このような場合には、募集制限先に該当する前に契約申込みを受け付けた 2000 万円の保険契約については 1000 万円の保険金額通算の対象には含まれず、募集制限先に該当することとなった後に契約申込みを受け付けた保険契約の保険金額のみを合算すればよいとの理解でよい。	必要ありません。また、手数料を得て当該保険契約を更新することも可能です。ただし、当該銀行等の保険募集制限先となった後の当該銀行等による新たな保険募集（中途増額や特約追加を含む。）に対しては本条第 4 項の制限が適用されます。なお、既契約を中途増額する場合には、増額後の額が保険金額と見なされます。 【156 回答】 貴見のとおりです。ただし、融資先顧客に 1000 万円を超える保険募集をするため、一時的に借入金を返済させるといった潜脱行為は不適切なものであり、こうした行為に対しては規則第 234 条第 1 項第 9 号違反による処分の可能性も含め、厳正に対応すべきものと考えます。
3 3	第 212 条の 2	○ 銀行等を代理店とする保険募集において、保険契約者である企業（団体）が福利厚生等の目的により、その従業員（構成員）である被保険者に対して行う団体傷害保険等の加入勧奨は、弊害防止措置の適用対象外であることを確認したい。	○ 保険契約者又は被保険者が事業性資金の融資先である場合、原則として融資先募集規制の対象となります。 なお、ご指摘の加入勧奨については、弊害防止措置に関する規定は、直接には適用されません。
3 4	第 212 条の 2 第 1 項第 5 号の 3、第 6 号	○ 「事業者の事業活動に伴い、事業者が被る損害を填補するもの」とは、個別具体的な特定の損害保険商品を示しているものか。又は事業者自身が被保険者となる形態の損害保険契約全般を示しているものか。	○ 事業者が被る損害に関し事業者自身が被保険者となる形態の損害保険契約全般が該当します。
3 5	第 212 条の 2 第 1 項第 5 号の 4	○ 銀行子会社であるリース会社が、親銀行から融資を受けているリース取引先とリース契約を締結する際に「保険契約者＝当該リース会社」として付保する動産総合保険は、	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		「当該銀行等の特定関係者である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を填補する保険契約（当該事業者を保険契約者とするものに限る。）」に含まれるという理解でよい。	
36	第 212 条の 2 第 1 項 第 5 号の 4	○ 「銀行等の特定関係者である事業者の事業活動に伴って生ずる損害を填補する保険契約」について、以下の保険は該当すると考えてよい。 銀行等の特定関係者である事業者が契約者となる保険契約で、被保険利益が当該事業者以外となる契約（例） ① 銀行等の特定関係者であるクレジットカード会社が契約者となるクレジットカード盗難保険 ② 銀行等の特定関係者であるリース業者が保険契約者となるリース車に係る自動車保険で、賠償被保険者がリースユーザーとなる保険契約（自動車保険の車両以外の賠償部分） ③ 特定関係者である事業者が契約者となり、その役員を被保険者とする会社役員賠償責任保険 ④ 銀行等の特定関係者であるクレジットカード会社が保険契約者となり、クレジットカード会員を被保険者とするクレジットカードに付帯されている個人賠償責任保険やクレジットカードを利用して購入した商品の損害を一定期間補償する動産総合保険 ⑤ 銀行等の特定関係者であるクレジットカード会社が保険契約者となり、クレジットカード会員を被保険者とする旅行傷害保険、団体傷害保険のうち規則第 212 条の 2 第 1 項 第 5 号の 2 に該当しない傷害保険	○ 例①から③までについては、貴見のとおりですが、④及び⑤については事業活動に伴って通常生ずる損害を填補する保険契約に該当しないと考えます。
37	第 212 条の 2 第 1 項 第	○ 銀行等を代理店とする保険募集（保険窓販）において、銀行等の特定関係者であるクレジットカード会社（銀行等	○ いずれも事業活動に伴って通常生ずる損害を填補する保険契約に該当せず、融資先募集規制の対象となると考えま

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	5号の4	から事業性融資を受けている)を保険契約者、クレジットカード会員を被保険者とする団体傷害保険等を取り扱うことは、外形的に保険契約者は融資先法人に該当するものの加入意思決定や実質的保険料負担はクレジットカード会員である被保険者に委ねられることから、融資先募集規制の対象外であるのかどうかを確認したい。また、上記クレジットカード会社が代理店となり前述の団体傷害保険等を取り扱う場合も同様に融資先募集規制の対象外となるのか、さらに併せて知りながら規制の対象外であるのかどうかを確認したい。	す。
38	第212条の2第1項第5号の4	○ 銀行等の特定関係者を保険契約者とする銀行等又はその特定関係者による募集については、これが広く認められるよう、規則を改正すべきである。	○ 銀行等のグループ会社が保険契約者となる事業関連保険については、業務上必要な保険商品であれば、グループ内の代理店から購入することによって弊害が生じる恐れが少ないと考えられることから、融資先募集規制の対象外とすることとしたものです。
39	第234条第1項第10号	○ 個人に対する資金使途が事業性資金でないフリーローン及び目的型ローンは、タイミング規制対象から除外された認識でよい。	○ 貴見のとおりです。
40	第234条第1項第10号	○ 「事業に必要な資金の貸付け」の対象となる貸付けの種類は、融資先募集規制(規則第212条第3項第1号イ)における「事業に必要な資金の貸付け(手形の割引を含む。)」と同一との理解でよい。	○ 本号に規定する「資金の貸付け」に手形の割引を含むことは、第212条第3項第1号イに明記されています。
41	第234条第1項第10号	○ 「事業に必要な資金」とは、これまでと同様に銀行等が与信権限を持つ資金の貸付け及び手形の割引を指し、支払承諾(債務保証)や当座貸付け・代理貸付け等は含まれないとの解釈でよい。	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4 2	第 234 条第 1 項第 10 号	○ 非事業性の融資申込みは、タイミング規制の対象から除外するとされているが、非事業性の融資申込みには、個人が相続対策等として行う、賃貸不動産取得のための反復継続性のない融資申込みを含むとの理解でよい。逆に、賃貸不動産取得のための融資申し込みのうち、反復継続性のある融資申し込み（＝不動産賃貸事業継続のための融資が、既に複数回にわたって出ている先からの、新たな賃貸不動産の維持・取得目的の融資申し込み等）については、事業性融資としてタイミング規制の対象になるとの解釈でよい。 ○ 個人が借り入れるアパートローン（反復継続性のない融資の申込み）については、非事業性融資に該当するものと考えられ、タイミング規制の対象外との理解でよい。 ○ 非事業性資金の融資申込者に対する保険募集については、タイミング規制の対象から除外されることがあるが、賃貸不動産取得のための融資は非事業性資金に含まれるのか。	○ 当該不動産賃貸事業が反復継続し業として行われているのであれば、融資の反復継続性にかかわらず、事業性融資に該当すると考えます。
4 3	第 234 条第 1 項第 10 号	○ 個人事業主が併用住宅を建築し、その一部を事業の用に供する場合、当該併用住宅が規則第 212 条第 1 項第 1 号に規定する住宅（一部でも居住部分がある住宅）に該当すれば、タイミング規制の対象外との理解でよい。それとも、事業に必要な資金の貸付けを含んでいることから、規制対象になるのか。	○ 一部でも事業に必要な資金の貸付けが含まれていれば、本規制の対象となります。
4 4	第 234 条第 1 項第 10 号	○ タイミング規制における顧客申告において、事業性融資を申込中であるかどうかの確認は、現行のタイミング規制における確認方法と同様の方法で行えばよいという理解でよい。	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4 5	第 234 条第 1 項第 10 号	○ 住宅ローンや自動車ローンなどの消費性ローンは「事業に必要な資金の貸付け」には該当せず、ローン条件ではないこと等の適切な顧客説明等を実施した上で、当該貸付けの申込中に保険募集することは可能との理解でよい。	○ 貴見のとおりです。
4 6	第 234 条第 1 項第 10 号	○ タイミング規制の対象から非事業性資金の融資申込者が除外されるが、銀行等が非事業性資金の融資の申込みを行っている者に対して信用供与の条件とした保険募集や優越的な地位を不当に利用した保険募集（規則第 234 条第 1 項第 7 号）を行うことが懸念されることから、引き続き適切な監督・検査等を実施していただきたい。	○ 改正後も、本項第 7 号違反の行為が発生しないよう、適切な運用を図っていくこととします。
4 7	第 234 条第 1 項第 10 号	○ 中小企業は資金調達を銀行等に頼ることが多く、急きょ融資を申し込むようなケースも少なくないことから、タイミング規制は実質的にないに等しいものと思われる。また、非事業性資金を本規制の対象外とするのはもってのほかであるとする。 ○ タイミング規制から非事業性資金の融資申込者を除外することには反対。 ○ 非事業性資金の融資申込者を規制対象から除外することには、消費者保護の観点から反対である。銀行側の圧力によって保険加入が強いられる実態が確認されているにもかかわらず、非事業性資金が規制対象から除外されると、銀行が公然と保険との抱合せ販売ができるようになってしまう。むしろ、非事業性資金の融資申込者も含めて、銀行による説明や同意の取得方法に関する弊害防止措置を強化し、かつ、その実効性を確保していくことが必要である。	○ 住宅ローン等は事業性資金に比べて銀行の顧客に対する影響力は小さいと考えられるほか、住宅ローン等の申込時は、家計全体の見直しの機会であり、保険商品の説明を合わせて受けることができれば、顧客利便の向上に資すると考えられることから、非事業性資金の融資申込者を本規制の対象から除外することとしたものです。
4 8	第 234 条第 1 項第 10 号	○ 自動車賠償責任保険については、自動車損害賠償保障法に「保険会社は、正当な理由がある場合を除き、責任保険	○ 自動車損害賠償保障法は保険会社に義務を負わせたものであり、募集人である銀行等について保険契約の締結の代理

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		の契約の締結を拒絶してはならない」と定められているが、銀行等が事業に必要な資金の貸付けの申し込み中の顧客により、自動車賠償責任保険の申込を受けた場合には、同法の趣旨により、これを受け付けざるを得ないとの理解でよい。	又は媒介を行う義務を定めたものではないと考えます。
49	第 234 条第 1 項第 14 号	○ 今回の見直しにより、銀行等及び銀行等の特定関係者は、積立傷害保険、積立火災保険、事業関連保険（銀行等の特定関係者である事業者が保険契約者となるものに限る）について、銀行等の融資先の契約を取り扱うことが可能となるが、前回見直し時のパブリックコメントの回答等にある「融資先募集規制は、銀行等の融資先に対し、融資の条件として保険契約に加入させること、又はこれを潜脱することを防止することが目的である」との考え方によれば、銀行等の特定関係者で、かつ当該銀行等の融資先である会社が、損害保険代理店として自らを保険契約者とする保険契約を取り扱う場合は、積立傷害保険、積立火災保険、事業関連保険以外の種目についても規制対象から除外するという考え方もなりたちうところであるが、今回そのような見直しを行うことを見合わせた理由について、考え方を確認したい。	○ 銀行等のグループ会社が保険契約者となる事業関連保険については、業務上必要な保険商品であれば、グループ内の代理店から購入することによって弊害が生じる恐れが少ないと考えられることから、融資先募集規制の対象外とすることとしたものです。 保険種類を問わず、損害保険代理店が自らを保険契約者とする保険契約を締結する場合について、本号の規制の対象から除外することについては、保険業法上そもそも自己契約が原則として禁止されていることに鑑み、適当ではないと考えられます。
50	第 234 条第 1 項第 14 号	○ 銀行等の特定関係者であるカード会社、リース会社又は証券会社が行う保険募集に関する以下の事例について確認したい。 銀行等の特定関係者において、当該特定関係者の顧客情報を管理する部門と、保険を販売する部門が異なり、かつ、両部門に所属する従業員も異なる場合に、保険部門に所属する従業員が、当該特定関係者の顧客に関する基本情報（当	○ 保険募集を行う相手が銀行等の融資先に当たるか否かについて、銀行等に対し確認することは求められません。 ただし、銀行等の特定関係者たるカード会社等が、保険募集先が銀行等の融資先であるという情報を法人等として把握しているのであれば、実際に保険募集を行った特定関係者の従業員がそのことを知らなかったとしても、本号に違反すると考えます。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		該特定関係者の顧客に関する与信情報を除く。つまり、当該特定関係者の顧客情報を管理する部門が与信情報の一部として当該特定関係者の顧客に対して融資する金融機関の有無等に関する情報を把握していることがあるが、当該情報は基本情報に含まれない。)のみを利用して、銀行等にとっての募集制限先規制の対象商品の募集を行ったとしても、規則第 234 条第 1 項第 14 号との関係で、当該特定関係者の顧客に対して積極的に当該特定関係者の親会社である銀行等からの融資の有無を確認することまでは求められず(19 年 12 月パブコメ・その他 No35)、保険部門に所属する従業員としては特定関係者の顧客が当該特定関係者の親会社である銀行等からの融資を受けていることを知らずに募集制限先規制の対象商品の募集を行ったものであり、かつ、当該従業員が何らかの事情により銀行等保険募集制限先であることを知りながら保険募集を行ったことが明らかでないと説明できる限り(19 年 12 月パブコメ・その他 No36)同号に抵触しないとの理解でよい。	
保険会社向けの総合的な監督指針			
1	II-3-3-9-2	○ 今般の改正案の実効性を確保するためには、同意の取得を行う際に、顧客に同意取得の趣旨をきちんとご理解いただいた上で、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回の方法等を、顧客にとって分かりやすく明示し、同意の撤回の機会が十分に確保された実務を構築していくことが求められるとの理解でよい。	○ 貴見のとおりです。
2	II-3-3-9-2	○ 顧客に具体的に明示すべき「同意の有効期間」については、同意取得の形骸化により、弊害防止措置の実効性を損なう事態	○ 保険契約者等の保護の観点から適切な運用がなされるよう注視していきます。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		を惹起することのないよう、引き続き適切な監督・検査等を実施していただきたい。 顧客が同意を行うことによって、非公開金融情報が以後どのように利用されるかについて十分な説明を行い、「同意の撤回の方法」と合わせて、顧客にしっかりご理解いただいた上で、ご判断いただくことが大切だと考えられる。	
3	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報・非公開保険情報の利用に関する同意の有効期間は、具体的に期間を定めるものではなく、「お客さまから当該同意に関する撤回があるまで」等としても問題ないか。 ○ 非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得する際の「当該同意の有効期間」の明示については、「顧客からの利用の停止に関する特段の申し出がない限り（同意は）有効とする」といった明示の方法も可能であると考えてよいか。 ○ 非公開金融情報及び非公開金融情報の同意の有効期間を顧客に具体的に明示することとされているが、同意の撤回方法も併せて明示することを踏まえると、例えば有効期間を「当行（当庫）との取引期間中」とすることもひとつの明示方法と考えてよいか。 ○ 「同意の有効期間及びその撤回の方法」を顧客に具体的に明示していれば、当該有効期間内は、顧客から撤回の申出がない限り、非公開金融情報・非公開保険情報の利用について、都度、顧客から同意を取得する必要はないとの理解でよいか。 また、「(注)」のような実務を行う場合、商品提案前の事前の同意取得だけでなく、契約締結前までに取得する書面	○ 同意の有効期間については、具体的な期日や期限を設けずに、顧客が撤回の意思表示をするまでの間を有効と定めることも可能です。同意の取得にあたっては、顧客に正しく理解されている必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		についても都度の同意取得は不要との理解でよい。 ○ 非公開金融情報及び非公開保険情報とも、同意の有効期間を「お客さまから撤回の意思表示があるまで」と明示し、撤回方法についても明示し、その内容について同意を得られた場合には、実際にお客さまから同意の撤回の意思表示があるまでは、同意の効力が続いている（再度、当該お客さまから事前同意を取得する必要はない）との理解でよい。 ○ 非公開金融情報・非公開保険情報の利用に関する同意について、撤回の方法について説明を受け、同意書に署名したからといって、一度した同意が無期限に有効化させることには、危惧を覚える。有効期間を明記するべきであると考え。 ○ 当該同意の有効期間の明示について、どの程度を想定しているか。例えば、有効期間を1年とし、期間満了日の1ヶ月前までに申し出がない場合は、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とするような自動更新のような取り扱いが許容されるとの理解で問題ないか。 ○ 当該同意の有効期間は、顧客が容易に撤回できる措置を講ずることを前提に、顧客が同意を撤回するまでと定めることも認められると理解してよい。 ○ 同意の有効期間、同意の撤回方法等を明示について、当該同意の有効期間について、期間のめやすはあるか。また、自動更新は可能か。	
4	II-3-3-9-2	○ 同意の撤回方法は、クーリングオフのように書面で取り付けることを想定しているか。口頭や電話で受付け、記録を残すといった方法も認められるか。	○ 同意の撤回方法については、口頭や電話等でも可能です。顧客が利用し易いものにする必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		○ 非公開金融情報、非公開保険情報の利用に係る同意の撤回の方法について、顧客が撤回の意思表示をする機会を十分に確保する観点から、書面の郵送によるほか、ファックス、電子メールや電話等の口頭による簡易な方法での撤回も可能との理解でよい。	
5	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報等の利用に関して有効期間やその撤回方法等の必要な説明を行い、口頭による同意があった場合、当該口頭で同意した有効期間内であれば保険募集に際して改めて同意の取得は不要との理解でよい。	○ 顧客が十分に理解した上で口頭による同意をしている場合、相応の期間内であれば改めて口頭による同意を取得する必要はありません。なお、口頭による同意を得た後、書面による同意を取得する際には、顧客が十分に理解しており、同意の意思に変わりがないことを確認する必要があります。
6	II-3-3-9-2	○ 顧客が郵送物により事前同意撤回の意思表示を行うことを想定した場合、①事前同意書面上に撤回意思表示書面の郵送先住所を記載する、②撤回意思表示書面の郵送先住所をHP等で公開し、その旨を事前同意書面上に記載する（例：「事前同意を撤回する場合には、当行HPで公表している郵送先に撤回意思表示書面をご送付ください」）、のいずれの方法でも差し支えないという理解でよい。	○ 同意を撤回する方法は、顧客が利用し易いものにする必要があります。郵便物により撤回の意思表示をする場合の郵送先の表示方法について特段の制限はありませんが、顧客が必要な情報を容易に得られる態勢を整備する必要があります。
7	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報の利用の同意取得のタイミングについて、保険募集を行う直前ではなく、例えば以下のような方法で事前に同意を取得することも可か。 ① 銀行業務における口座開設時などに、書面その他の適切な方法により非公開金融情報の利用の同意を取得する。 ② 非公開金融情報の利用について説明した書面を本人に通知又は公表（インターネットのホームページ等での公表、銀行窓口等への書面の掲示・備え付け等）したうえで、保険申込書の送付等保険募集までに、書面その他適	○ 同意を取得するタイミングについて特段の制約はありませんが、顧客が十分に理解した上で同意している必要があります。また、顧客に対する説明は、今後どのような勧誘を受けるのかについて、顧客が具体的にイメージできる分かり易いものとする必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		切な方法により非公開金融情報の利用の同意を取得する。	
8	II-3-3-9-2	○ 「非公開金融情報を利用する保険募集の方式」は、顧客に対して現在行なっている全ての勧誘手段を一律に列挙するかたちでもよい。 ○ 非公開（金融・保険）情報を利用する保険募集・業務の方式や利用する非公開情報の範囲を顧客に明示するにあたっては、第三次解禁時のパブリックコメントに対する回答の「保険募集に該当するかどうかについては、一連の行為の中で当該行為の位置づけを踏まえたうえで総合的に判断する必要がある」ことに鑑みれば、当該銀行等において想定されるすべての方式・範囲を列挙した上で明示することも、結果的に顧客の同意が得られるのであれば差し支えないと考えてよい。 ○ II-3-3-9-2(1)(注)①～④の方式によって同意取得を行う場合には、同①～④各号所定の「先立って」の説明に際して、同①～④各号所定の方式の方式にて「顧客に具体的に明示」すれば足りることを確認したい。	○ 貴見のとおりですが、顧客に対する説明（文書）は、今後どのような勧誘を受けるのかについて、顧客が具体的にイメージできる分かり易いものとする必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報を利用する保険募集方式（対面、郵便等の別）とあるが、現時点で採用していない方式を含め、将来的に募集をする可能性がある方式を包括的に記載することとしても問題ないか（例：「対面、郵便、電話、インターネット、電子メール、その他当行で採用する保険募集の方式」等と表示すること）。 ○ 本項において非公開金融情報を利用する保険募集の方式を顧客に具体的に明示することが明記されているが、複数の方式による利用が考えられる場合、顧客説明時の書面に、考えられるすべての保険募集の方式を併記する方法や包括的に明記する対応も可能か。 ○ 利用する非公開金融情報及び非公開保険情報の範囲については多岐に渡っており、限定列挙することは事実上困難である。例えば、同意書面に「銀行が保有するすべての顧客情報」又は「預金その他の情報」等と包括的に記載することを許容してもらいたい。	○ 顧客が同意する際に想定し得ない保険募集方式をも含む前提で包括的な記載をすることは適切でないと考えます。顧客に対する説明（文書）は、今後どのような勧誘を受けるのかについて、顧客が具体的にイメージできる分かり易いものとする必要があります。
10	II-3-3-9-2	○ 「利用する非公開情報の範囲」の明示については、例えば、「定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他一切の情報」などといった包括的な記載も認められるとの理解でよい。 ○ 利用する非公開金融情報の範囲について、例えば、「預金の残高や満期、融資の使途、その他の預り資産等に係る取引の状況等」といった明示方法は許容されると理解してよい。 ○ 「利用する非公開情報の範囲」を顧客へ明示し、同意を得る際は、主な情報を例示する方式や、包括的に記載する方式で顧客の同意を取ることによりよい（例えば「銀行が保有	○ 顧客に分かり易く示すため、ある程度包括的な記載をすることは可能ですが、顧客の理解に資するため必要に応じて詳細な説明を行う態勢を整備する必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		するお客さまの預金・為替・融資その他の金融取引又は資産に関する公表されていない情報」と表示するなど)。	
1 1	Ⅱ-3-3-9-2	○ 利用する非公開保険情報の範囲について、例えば、「当行（当庫）でお申しいただいた保険商品のご契約内容や、保険商品のご提案からお申込の間にご提供いただいた家族構成等に関する情報」といった明示方法は許容されると理解してよいか。	○ 貴見のとおりです。
1 2	Ⅱ-3-3-9-2	○ 非公開金融情報の利用に係る同意の取得にあたって、情報が利用される場面を顧客が十分に理解できるように、例えば、「定期預金の満期日や退職金振込時に電話で来店を要請し、貯蓄性保険商品の説明や勧誘を行う場合があること」「住宅ローンの相談や預金取引のために来店した際に、保障型保険商品の説明や勧誘を行う場合があること」「預金残高や口座振込がされた給与等の収入に応じて、最新の保険商品の説明や勧誘を行う場合があること」等の複数の典型例を書面に記載した上で、チェックボックスを設けて顧客が典型例ごとに同意の可否を能動的に選択できるようにする方法も認められるとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
1 3	Ⅱ-3-3-9-2	○ 今回の改正の適用日までに現行の方法により同意を取得している場合に、適用日にまたがって一連の募集を行う際には、新たに追加された措置を踏まえたかたちでの同意を改めて取得する必要はないとの理解でよいか。	○ 適用日以前に現行の方法により取得した同意は、募集中の契約に限り適用日以降も有効です。同意の有効期間を設定するなど新たに追加された措置を当該同意に反映させる必要が生じた場合には、その旨を説明の上、改めて同意を取得する必要があります。
1 4	Ⅱ-3-3-9-2	○ 平成 24 年 4 月 1 日の監督指針の適用前に、同意の有効期間と同意の撤回方法を明示して非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得した場合、当該同意は明示した有効期間まで有効であることを確認したい。	○ 貴見のとおりです。顧客が同意の有効期間を含め内容を十分に理解した上で同意している必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
15	II-3-3-9-2	○ 今回の改正の適用日より前に、新たに追加された措置を踏まえた内容での同意を取得している場合には、顧客からの申し出がない限り、適用日以降に保険の募集を行うに当たり、再度の同意取得は不要との理解でよい。	○ 顧客から取得した同意の有効期間等の範囲内で適用日以降に保険の募集を行う場合は、再度の同意取得は不要です。
16	II-3-3-9-2	○ 従来の同意書面において、非公開金融情報や非公開保険情報の利用に係る有効期間を示さないが、撤回の方法として「当行による利用を希望されないお客さまはいつでも担当者にお申出ください」と明示している場合、過去に当該同意書面にて同意を取得した顧客について、本改正の適用日以降、非公開金融情報の同意に係る有効期間を「同意の撤回の意思表示があるまで」として扱うことは可か。	○ 過去に同意を取得した顧客に対しては、同意の前提として有効期間等の説明を行っていないため、本改正の適用日以降に同意の有効期間に係る取扱いを変更する場合は、改めて同意を取得する必要があります。
17	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報及び非公開保険情報については、顧客の同意を得なければ保険募集の準備行為にも利用できないとされているが、準備行為における非公開金融情報及び非公開保険情報の利用を可能とすべきである。 ○ 店頭デリバティブ取引等では、投資者保護の充実を図る観点から、自主ルールの整備が求められ、金融機関は平成23年4月から勧誘開始基準をはじめとする自主ルールを踏まえた適切な対応を行うよう措置が講じられたところ。 一方、保険募集については、非公開情報保護措置が保険募集のみならず、事前準備（保険会社向け総合的な監督指針において「保険募集に係る業務」と規定）にまで及んでいることから、金融機関は保険募集に先立ち、勧誘対象顧客の適切な選別ができず、顧客のライフプランに合わせたコンサルティング等が困難な状況にある。保険募集においても、非公開情報保護措置の適用範囲を「保険募集に係る業務」から「保険募集」に限定することにより、金融機関が自主	○ 貴重なご意見として承ります。 なお、非公開金融情報を保険募集の準備行為に利用する場合についても顧客の同意を要することとしているのは、顧客リストの作成などに非公開金融情報を利用した場合、当該リストを利用して、顧客の同意を得ずに保険募集が行われるおそれがあり、非公開情報保護措置の実効性を確保するために必要と考えられるためです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		的に保険商品の勧誘先として不適切な先にまで勧誘を行うことのないような環境を整備していただきたい。	
18	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報及び非公開保険情報の利用の同意に関して、同意を取得した顧客については、顧客に明示した非公開金融情報及び非公開保険情報の範囲内において、お客さまにアプローチする前に、当該情報に基づき利用を前提とした準備行為（対象顧客のリストアップなど）を行うことは問題ないか。	○ 貴見のとおりです。
19	II-3-3-9-2	○ 保険募集に係る業務を開始する前に、顧客が非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用することについて同意しているかを事前に確認し、保険募集に利用することは可能か。	○ 貴見のとおりですが、併せて当該顧客が既に同意しているか窓口で確認できる態勢を整備する必要があります。
20	II-3-3-9-2	○ 同意を得た非公開金融情報の利用にあたっては、当該保険募集時だけでなく、同意を得た期間・方式・範囲内であれば、当然にその後の別商品に係る保険募集においても利用することができると考えてよいか。	○ 貴見のとおりです。
21	II-3-3-9-2	○ 保険募集を行っている途中で、非公開金融情報保護措置に関する同意の有効期間が経過してしまった場合に、その後非公開金融情報を利用して保険募集又は保険募集に係る業務を行ってしまうと、非公開金融情報保護措置に抵触するという理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
22	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報及び非公開保険情報利用の同意について、当該同意の有効期間経過後、中途増額の際には、改めて事前同意を取りつける必要はないとの理解で問題ないか。	○ 同意の有効期間経過後に、中途増額等に関して非公開金融情報を利用する場合や預金取引等に非公開保険情報を利用する場合は、改めて同意を取得する必要があります。
23	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報保護措置に定める顧客には、保険募集の	○ 保険契約の関係者についても、非公開金融情報を利用する

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		過程で署名を頂く機会のない保険契約の関係者は含まれないという理解でよいのか。	場合は同意を取得する必要があります。
24	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報の利用について、契約者、被保険者が別人の契約の場合、被保険者の非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用しないことが明白な場合などについては、必ずしも契約者、被保険者の双方から事前同意を取得しなくてもよいとの理解で問題ないか。	○ 貴見のとおりです。非公開金融情報を利用する場合は、同意を取得する必要があります。
25	II-3-3-9-2	○ 非公開金融情報の保険募集業務への利用の実効性確保の方法については、更に検討してほしい。	○ 保険契約者等の保護の観点から適切な運用がなされるよう注視していきます。
26	II-3-3-9-2	○ 顧客の同意取得については、①事前に同意を得る必要があること、②顧客がその意味を理解した上で同意を行う必要があること、を明確にさせていただくとともに、その実効性が確保されるよう、お願いしたい。 また、以下の3点について確認したい。 ①顧客がその意味を理解しないまま形式的に同意をしてしまい、以後、何らの対応がなされないまま、新たな同意も得ずに最新の顧客情報を利用して、新たな保険募集に係る業務を行うようなことは適切ではないと考えるが、その理解でよいのか。 ②銀行等が、保険料の銀行口座からの引き去り情報を、顧客の同意なく利用して保険の乗換募集を行うようなことは適切ではないと考えるが、その理解でよいのか。 ③「保険募集に係る業務」には、専ら保険募集のために顧客のリストを作成する行為等が含まれることから、顧客の預金情報を事前の同意なく利用することは適切ではないと考えるが、そのような理解でよいのか。	○ 貴見のとおりです。保険契約者等の保護の観点から適切な運用がなされるよう注視していきます。また、ご指摘の事例については、貴見のとおりです。
27	II-3-3-9-6	○ 「住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して住宅用	○ 現行制度においても、銀行等による保険募集が他の銀行取

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		火災保険、住宅用信用生命保険等の募集を行う際には、当該保険契約の締結が当該住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の交付により行う必要があることに留意すること」とあるが、二重・三重の規制となってしまうため、必要ないのではないか。	引等に影響がない旨の説明義務が存在しますが、モニタリング結果によれば、「保険加入が融資の条件だと言われた」といった苦情が相当程度見られています。本規制の実効性を確保するため、住宅ローン関連保険の募集について、当該保険に加入することがローンの条件ではない旨の説明を義務付けることにしたものです。
28	II-3-3-9-6	○ 住宅ローン関連保険の募集に係る措置については、形式的に実施される懸念があることから、その趣旨に則り有効に機能するよう、適正な監督に努めていただきたい。 ○ 銀行が、住宅ローン関連保険の募集を行う際は、住宅ローンの貸し手としての優位な立場を利用して、金利優遇などの好条件を示すのと引き換えに、顧客に対して当該保険への勧誘を行う懸念がある。したがって、当該措置が新設されるものと理解しており、その方向性については賛成であるが、その一方で、単に形式的な書面交付のみが行われるにとどまり、顧客保護の趣旨が損なわれる懸念もある。したがって、顧客に対する書面による説明が、実質的にも、顧客の十分な理解が得られるように行われるよう、監督等の場においても説明内容等についてご指導いただくようお願いしたい。	○ 保険契約者等の保護の観点から適切な運用がなされるよう注視していきます。
29	II-3-3-9-6	○ 「住宅関連火災保険、住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険」とは、それぞれ、規則第212条の2第1項第1号、第2号、第212条第1項第1号に規定する保険と理解してよいか。	○ 貴見のとおりです。ただし、火災保険は満期の長短を問わないので、第212条の2第1項第1号に限定されません。
30	II-3-3-9-6	○ 住宅関連信用生命保険や住宅関連債務返済支援保険については、銀行等が代理店として保険募集を行わない場合もあるが、このような場合は当然に説明書面への記載は必要	○ 貴見のとおりです。今回の見直しは銀行等が代理店として保険募集を行う場合を対象としています。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		ないとの理解でよい。	
3 1	II-3-3-9-6	○ 住宅ローンの申込みを受け付けている顧客への住宅ローン関連保険の募集に際し、当該保険への加入がローンの条件ではない旨の書面による説明は、その説明を受けた旨の署名まで、顧客に求める必要はないとの理解でよい。	○ 貴見のとおりですが、顧客に正しく理解されている必要があります。
3 2	II-3-3-9-6	○ 住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明書面は、他の書面と同一書面でもよい。	○ 他の書面と同一の書面でも許容されますが、顧客に正しく理解されている必要があります。
3 3	II-3-3-9-6	○ 住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して住宅用火災保険等の募集を行う際、顧客に保険の加入が当該ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の交付により行う必要があるとしているが、「保険募集のご提案にあたって」（事前同意書面）内に同内容を追加記載したものを募集人は顧客に説明し、顧客が理解した場合チェックを求め署名してもらい控えを交付し一定期間保管することとしたいが、このような措置で態勢が整備されたという理解でよろしいか。	○ 貴見のとおりです。
3 4	II-3-3-9-6	○ 住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して、書面の交付により説明を行う必要があるのは、当該住宅ローンを融資する銀行等を代理店として住宅用火災保険、住宅用信用生命保険等を契約することが当該住宅ローンの貸付けの条件ではないことであって、住宅用火災保険、住宅用信用生命保険等を契約することのみを当該住宅ローンの貸付けの条件とすることは妨げられないとの理解でよい。 ○ 住宅ローン関連保険の募集に際し、保険契約の締結の有無がローンの条件ではない旨の説明については、当該住宅ローンを取り扱う銀行を代理店とした保険契約の締結がローンの条件では無い旨を説明するという趣旨でよい。	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
35	II -3-3-9-6	○ 住宅ローン顧客への住宅ローン関連保険の募集に際し、当該保険への加入がローンの条件ではない旨の書面による説明は、保険契約申込みまでの適切な時点で行えばよいとの理解でよい。 ○ 「募集を行う際には」との文言が追加されているが、口頭の説明を行っていれば、保険契約の締結が住宅ローン貸付けの条件ではない旨の書面交付を行うのは、必ずしも募集前でなくて良いと理解してよい。	○ 貴見のとおりです。
36	II -3-3-9-6	○ 「住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険」には、団体債務返済支援保険や団体信用生命保険は含まれないとの理解でよい。	○ 貴見のとおりです。今回の見直しの対象に団体保険は含まれておりません。
主要行等向けの総合的な監督指針			
1	III -3-3-2-2 (4) ②イ 地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	○ 基本契約への特約追加付保（地震保険の中途附帯、家財の特約追加）については、基本契約締結時に預金誤認防止の説明を行っていることから、本確認は不要という理解でよい。	○ 貴見のとおりです。
2	III -3-3-2-2 (4) ②イ 地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	○ 本項目により求められる預金等との誤認防止についての顧客からの書面確認は、保険募集前の事前に行わなければならないということではなく、保険募集の過程で契約申込みに至るまでの適切な時点で確実に対応すればよいことを確認したい。	○ 貴見のとおりです。
3	III -3-3-2-2 (4) ②イ	○ 「顧客から書面（確認書等）により確認」とあるが、預金とは誤認していない旨を顧客から書面に自署いただくこ	○ 顧客が内容を理解していることを確認するとともに、銀行等の代理店及び保険会社において事後的に検証できる態勢

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
	地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	とが必須なのか。 ・書面に自署いただくことが必須の場合、 ①書面への自署は申込受付までに徴求することによいか。 ②「記録を残す」とは、当該書面を他に徴求した書面と共に綴る等により、事後的に検証可能な状態で保管することでも問題ないか。 ・書面に自署いただくことが必須ではない場合、 「記録に残す」とは、書面により口頭で説明・確認のうえ、募集人が説明・確認した旨を対応記録に残すかたちでも「態勢が整備されている」とされるのか。 ○ 預金誤認防止に係る説明を理解した旨の書面による確認については、単独の書面によらず、当該確認事項を他の確認書面（例えば非公開金融情報・非公開保険情報の利用に係る同意書面）に盛り込むことも認められるとの理解でよいか。 ○ 誤認防止に係る説明を理解した旨を顧客から書面（確認書等）により確認し、その記録を残すことにより、事後に確認状況を検証できる態勢を整備することとされているが、当該確認書面は、記載要件を満たしていれば、保険契約申込みの際に顧客から徴求する保険会社宛書面（意向確認書等）の銀行控えで代替することは可能か。 ○ 保険商品と預金との誤認防止について、保険会社が作成する意向確認書の確認項目の一つに当該説明を掲げている場合には、顧客が当該説明内容を理解したことを意向確認書への顧客の署名をもって確認し、意向確認書の写しを保管する方法で問題ないことを確認したい。 ○ 保険商品と預金との誤認防止に係る説明を理解した旨を	を整備する必要があります。預金誤認防止についての顧客からの確認については、顧客利便等の観点から必ずしも単独の文書や自署を取得する必要はなく、他の同意書面等に盛り込むことも可能です。また、確認書等は、申込受付までに取得していれば問題ありませんが、いずれにせよ、顧客に正しく理解されている必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		顧客から書面により確認し、記録を残すこととされているが、次の各項目について確認願いたい。 ①インターネットを利用した募集の場合には、事後に確認状況を検証できる態勢があれば、電子データで確認する方法もとり得ると考えるがどうか。 ②本書面は、他の書面から独立した書面である必要はなく、例えば保険の申込書の捺印欄等に説明を誤認防止に係る説明を理解した旨の文言を加え、捺印をもらう方法もとり得ると考えるがどうか。 ③重要事項説明書に「当該商品は預金ではありません」と記載し、申込に当たって「重要事項説明書を理解したうえで申し込みます」等の文言を記載する方法はどうか。 ○ 保険契約と預金等の誤認防止に係る説明を理解した旨を確認する書面と非公開金融情報の利用についての同意書等を兼用することは可能か。	
4	III -3-3-2-2 (4) ②イ 地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	○ 顧客から書面（確認書等）により確認した旨の記録については、当該書面（確認書等）自体を記録として残す方法のほか、当該書面（確認書等）とは別に事後に確認状況を検証できるような記録を残す方法があると理解してよい。	○ 確認書等とは別に事後に確認状況を検証できるような記録方法もあり得と考えますが、例えば、確認書等の画像データを保存するなど事務ミスなどが介在する余地のない確実な方法にする必要があります。
5	III -3-3-2-2 (4) ②イ 地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	○ 電話やインターネット等による募集を行った場合には、書面に代えて、電磁的な記録方法又は通話内容の録音等により、事後に検証できる態勢を整えることでもよいと確認したい。	○ 貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
6	III -3-3-2-2 (4) ②イ 地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	○ インターネットによる募集の場合、電磁的方法による確認でよい。また、その記録については、未同意の場合は保険募集画面へ遷移しない画面フローを確立することで、事後に確認状況を検証できる態勢が整備されているとみなされるか。又は、確認を実施した日時等をシステムログ等で保管する必要があるか。保管する必要がある場合、保管期限はいつまでか。また、書面で確認した文書の場合、保管期限はいつまでか。	○ 顧客に正しく理解されていることを確認できるものであれば、電磁的方法による確認も許容されますが、書面により確認した場合と同様、当該確認があったことを事後的に検証できるようにする必要があります。 記録の保管期限についても、書面の場合と同様、事後的な検証が必要となったときに対応できる期間であって、かつ合理的な間を設定すべきと考えます。
7	III -3-3-2-2 (4) ②イ 地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	○ 顧客に対し預金等ではないことなど誤認防止に係る説明を理解した旨を顧客から書面（確認書等）により確認するとあるが、「保険募集のご提案にあたって」（事前同意書）内に、保険商品は預金等ではないことを記載しており、募集人は顧客に説明し同意を頂いた場合、顧客にチェックと署名を求めている。同時に控えを顧客に交付し原本を信用組合で一定期間保管するようにしている。この手続を継続することで態勢をとっているという理解でよい。	○ 貴見のとおりですが、顧客に正しく理解されている必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
8	III -3-3-2-2 (4) ②イ 地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	○ 預金との誤認防止に係る措置については、形式的に実施される懸念があることから、その趣旨に則り有効に機能するよう、適正な監督に努めていただきたい。 ○ 弊害防止措置こそ講じられているものの銀行窓販に関する多数の問題事例が発生している。消費者保護を図るため、弊害防止措置の強化が必要であり、預金との誤認防止について書面等による説明義務を設ける方向性については賛成であるが、その一方で、単に形式的な書面による説明等がなされるだけにとどまり、實際上、消費者保護が不十分となる懸念もある。今後とも、消費者保護が図られるよう、ルールの実効性確保も含めて、十全の措置が講じられるようお願いしたい。	○ 保険契約者等の保護の観点から適切な運用がなされるよう注視していきます。
9	III -3-3-2-2 (4) ②イ 地域金融機関 II -3-2-5-2 (4) ②	○ 弊害防止措置等の実効性確保のための措置に関して、保険商品と預金との誤認防止に係る苦情については、その多くが貯蓄性保険商品の元本割れに起因するものであると思われる。定額個人年金保険の場合、払込保険料から付加保険料（保険会社の手数料相当額）が控除された後の純保険料に対し予定利率が適用され、早期解約の場合は、さらに早期解約手数料が仕組みになっている。銀行等の保険窓口販売では、変額年金保険に係る諸費用（保険契約関係費、資産運用関係費等）や早期解約手数料の説明は行われることになっているものの、定額個人年金に係る付加保険料については、保険業法等で、その説明が義務付けられていないため、銀行等の保険窓販においても付加保険料に係る説明はほとんど行われていないのが現状である。貯蓄性保険商品の元本割れに伴う苦情に係る問題の解消に努めようとするならば、顧客から保険商品と預金との誤認防止に係る	○ 貴重なご意見として承ります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		説明内容を理解した旨の書面を徴求することと併せて、規則第 300 条第 1 項第 1 号で定める主要な事項について、監督指針等により「貯蓄性保険商品に係る付加保険料」を説明義務の項目の一つとして追加していただくよう検討をお願いします。	
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針			
1	II -3-2-5-2 (4) ②	○ 保険商品と預金との誤認防止について、理解したことについて書面を用いて確認するとあるが、既存の同意書面に誤認防止に係る説明を追加し、包括的に同意書面の内容を顧客に確認・同意いただくことで足りるか。	○ 預金誤認防止についての顧客から確認については、顧客利便等の観点から必ずしも単独の文書や自署を取得する必要はなく、他の同意書面等に盛り込むことも可能です。いずれにせよ、顧客に正しく理解されている必要があります。
2	II -3-2-5-2 (4) ②	○ 「誤認防止に係る説明を理解した旨を顧客から書面（確認書等）より確認し」とは、例えば、他の同意事項（非公開情報の事前同意等）とともに記載した書面上でチェック欄を設け、顧客が理解した場合は誤認防止の説明に係るチェック欄にチェックを入れていただくという対応で差し支えないか。	○ 貴見のとおりですが、顧客に正しく理解されている必要があります。
3	II -3-2-5-2 (4) ②	○ 保険商品と預金との誤認防止について、理解したことについて書面を用いて確認するとは、保険契約を締結しようとしている顧客より、「加入する商品は預金ではないことの説明を受け、その内容を理解した」旨の文言が書かれた書式へ、契約者本人の確認署名を受けることは必須ではないとの理解でよい。例えば、インターネットによる保険販売の場合、書面への自署は不可能であるため、理解した旨の同意ボタンを押下させることでよい。	○ 顧客に正しく理解されていることを確認できるものであれば、電磁的方法による確認同意も許容されますが、書面により確認した場合と同様、当該確認同意があったことを事後的に検証できるようにする必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
その他			
1		○ 全面解禁以降、銀行の親密代理店（非関連会社）で扱っている契約を、満期時に取扱代理店を銀行本体に変更したいというケースが生じているが、以下方法で契約の取扱代理店変更が可能であるか確認したい。 ①当該契約を扱う親密代理店が、契約者より「満期時に取扱代理店の変更を行うこと、変更に当たり更改手続のため契約情報を銀行に提供すること、更改手続に銀行が伺う」旨の同意を書面にて取得する。 ②親密代理店から提供された情報に基づき、銀行本体が、同意を取得した契約者に対し、保険募集前の事前同意に始まる一連の弊害防止対応を行ったうえで満期更改し、銀行本体代理店に取扱変更する。（募集制限先に該当する場合を除く。）	○ 始めに、契約の取扱代理店を変更することについて顧客の了解を得る必要があると考えられます。当該了解を得た後であれば、左記の方法で契約の取扱代理店を変更することは可能と考えられますが、顧客の意向を損なうことがないように最大限の注意が必要です。